

## 蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付要綱

蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付制度要綱（平成19年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、西浦観光協会が管理する塩柄駐車場の前年度使用料収入の一部を観光地域振興助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、西浦観光協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象団体）

第2条 助成金の交付の対象となる団体（以下「助成団体」という。）は、西浦観光協会（以下「協会」という。）とする。

（助成対象事業及び助成対象経費）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。

2 助成事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費
- (3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金
- (4) 市への金銭的な寄附
- (5) 積立金
- (6) 西浦海岸地域清掃業務、西浦レストハウス管理業務及び西浦園地管理業務に要する経費並びに助成団体が指定管理者として行う塩柄駐車場の管理に要する経費
- (7) 助成団体の会合における飲食費その他これに類する飲食に係る経費

(8) その他市長が助成することが適当でないとする経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の合計額とし、前年度の塩柄駐車場使用料収入総額の5分の3の額から協会に支払われた前年度の塩柄駐車場指定管理料を減じた額を上限とする。

(端数処理)

第5条 助成金の額の決定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成団体は、助成金の交付を申請しようとするときは蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市西浦地区観光地域振興事業計画書(第2号様式)
- (2) 蒲郡市西浦地区観光地域振興事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 助成団体の定款又は規約
- (4) 助成団体の役員名簿
- (5) その他市長が必要とする書類

2 助成事業の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたものについて、速やかに助成金の交付決定をしなければならない。

2 前項において、助成金の交付決定をしたときは、速やかに前条の申請をした助成団体に対して蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付決定通知書(第4号様式)により、助成金の交付決定を通知しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 助成金の交付の申請をした助成団体は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認及び交付決定の変更)

第9条 助成団体は、助成事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市西浦地区観光地域振興事業変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた助成金の額に変更を生じない場合における次に定める事項の変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、助成目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。

(2) 助成目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により当該助成金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金変更決定通知書（第6号様式）により、当該助成団体に通知しなければならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第10条 助成団体は、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市西浦地区観光地域振興事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該助成金の中止又は廃止を決定した場合は、蒲郡市西浦地区観光地域振興事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、当該助成団体に通知しなければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 助成団体は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、当該年度の12月末までに、蒲郡市西浦地区観光地域振興事業遅延報告書（第9号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成団体は、助成事業が完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、当該廃止の承認を受けた日）から起算して30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 蒲郡市西浦地区観光地域振興事業報告書（第11号様式）

- (2) 蒲郡市西浦地区観光地域振興事業収支決算書（第12号様式）
- (3) 助成対象となった経費の支払い領収書の写し
- (4) 助成事業として視察研修を実施したときは、蒲郡市西浦地区観光地域振興事業視察研修報告書（第13号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実地調査等を行ったうえで、交付すべき助成金の額を確定し、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金確定通知書（第14号様式）により、当該助成団体に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第14条 助成金は、前条の規定による助成金の額が確定した後に支払うものとする。

- 2 助成団体が、助成金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

(助成金の決定取消し及び返還)

第15条 市長は、助成団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、助成金を既に交付しているときは、期間を定めて、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令に違反したとき。

- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により、当該助成団体に通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び延滞利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

(助成金の経理)

第16条 助成団体は、助成金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、助成団体に対し、助成事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、助成対象期間終了後も、助成団体に対し、助成事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

2 改正後の蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付要綱の規定は、平成30年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名  
電 話 番 号 〕

下記事業を実施するについて、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金の交付を受けたいので、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付要綱第6条により申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 千円

2 助成金を受けて実施しようとする事業

事業の名称	事業費	助成金申請額	備考
	円	円	

(添付書類)

- (1) 蒲郡市西浦地区観光地域振興事業計画書（第2号様式）
- (2) 蒲郡市西浦地区観光地域振興事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 助成対象団体の定款又は規約
- (4) 助成対象団体の役員名簿

第2号様式（第6条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業計画書

1 事業の名称	
2 実施予定年月日	
3 実施予定場所	
4 実施内容	
5 事業効果	
6 備考	

第3号様式（第6条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業収支予算書

1 収入 (単位：円)

科 目	助成金	自己負担金	計
合 計			

2 支出 (単位：円)

科 目	事 業 費		助成金額	摘 要
		助成対象外経費		
合 計				

- 《注意》 1 科目ごとに具体的に記入してください。  
 2 見積書、図面、カタログ等の参考資料を添付してください。

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金

交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金については、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

蒲郡市長



記

1 この助成金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付による申請書記載のとおりとします。

2 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとします。

助成事業に要する経費 金 円

助 成 金 の 額 金 円

3 助成事業に要する経費の配分及びその使用方法は、交付申請書記載のとおりとします。

4 助成事業に付する条件は、次のとおりとします。

- (1) 助成事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。ただし、交付決定を受けた助成金の額に変更を生じない場合、経費の配分の変更が支出科目相互間において、いずれか低い方の20パーセント以内である場合は、この限りでない。
- (2) 助成事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 助成金を助成事業以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式（第9条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業変更承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名  
電 話 番 号 〕

年 月 日付 蒲 第 号で交付決定のありました蒲郡市西浦地区観光地域振興事業を  
下記のとおり行いたいので、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付要綱第9条により申請します。

記

1 事業の変更内容

2 事業の変更理由

(添 付 書 類)

- (1) 計画変更に伴う事業活動の概要（第2号様式を使用しても構いません）
- (2) 経費配分の変更が分かるもの（第3号様式を使用しても構いません）
- (3) その他市長が必要と認める書類

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金

変更決定通知書

年 月 日付蒲 第 号で通知した交付決定を、下記のとおり変更することに決定します。

年 月 日

蒲郡市長



記

1 変更決定事項

助成事業に要する経費

変更前 金 円

変更後 金 円

助成金の額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更決定理由

3 変更後の助成事業に要する経費の配分及びその使用方法は、変更承認申請書の記載のとおりとします。

第7号様式（第10条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業 〔中止  
廃止〕 承認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名  
電 話 番 号 〕

年 月 日付け（蒲 第 号）で交付決定のありました蒲郡市西浦地区観光地域振興事業を下記のとおり 〔中止  
廃止〕 したいので、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付要綱第10条により申請します。

記

- 1 中止（廃止）使用とする理由  
注：具体的に記入してください。

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業

中止 承認通知書  
廃止

〔中止  
廃止〕 年 月 日付で申請のあった蒲郡市西浦地区観光地域振興事業の  
については、下記のとおり承認します。

年 月 日

蒲郡市長

印

記

1 承認の内容

2 承認の条件

第9号様式（第11条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業遅延報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名  
電 話 番 号 〕

年 月 日付蒲 第 号で交付決定のありました蒲郡市西浦地区観光地域振興事業の実施時期が、下記のとおり遅延します  
ますので報告します。

記

1 遅延後の実施予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

2 遅延する理由

第10号様式（第12条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業実績報告書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

〔 事務担当者名  
電 話 番 号 〕

年 月 日付蒲 第 号で補助金の交付決定を受けた蒲郡市西浦地区観光地域振興事業が完了したので、蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金交付要綱第12条により報告します。

記

1 助成金交付決定額 金 千円

2 助成金を受けて実施した事業

事業の名称	助成対象事業費	助成金交付決定額	備 考
	円	円	

(添 付 書 類)

- (1) 蒲郡市西浦地区観光地域振興事業報告書（第11号様式）
- (2) 蒲郡市西浦地区観光地域振興事業収支決算書（第12号様式）
- (3) 助成対象となった経費の支払い領収書の写し
- (4) その他事業の成果が分かる資料（写真、実績物など）
- (5) 助成事業として視察研修を実施したときは、蒲郡市西浦地区観光地域振興事業視察研修報告書（第15号様式）

第11号様式(第12条関係)

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業報告書

1 事業の名称	
2 実施年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
3 実施場所	
4 実施内容	
5 事業効果	
6 備考	

第12号様式（第12条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業収支決算書

1 収入

(単位：円)

科目	助成金	自己負担金	計
合計			

2 支出

(単位：円)

科目	事業費		助成金額	摘要
		助成対象外経費		
合計				

- 《注意》 1 科目ごとに具体的に記入してください。  
 2 領収書の写しや事業の成果がわかる資料を添付してください。

第13号様式（第12条関係）

蒲郡市西浦地区観光地域振興事業視察研修報告書

1 視察研修の目的

--

2 視察研修の日程・行程

--

3 視察研修に要した金額

助成対象経費（A）	助成対象外経費（B）	合計金額（A+B）
円	円	円

4 視察研修による成果

--

※ 視察状況が分かる資料（現地写真・パンフレット等）を別途添付してください。

蒲 第 号

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者名

蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金

確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった蒲郡市西浦地区観光地域  
振興助成金については、下記のとおり確定します。

年 月 日

蒲郡市長



記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 助成金交付決定額 | 円 |
| 2 助成金確定額   | 円 |

第15号様式（第15条関係）

蒲 第 号

助成事業者

所在地

名称

代表者名

蒲郡市西浦地区観光地域振興助成金

交付決定取消通知書

年 月 日付蒲 第 号で通知した交付決定を、下記のとおり取り消します。

年 月 日

蒲郡市長

印

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由